

宿泊約款

【約款の適用範囲】

第1条

1. モンタン博多（以下、当ホテル）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとする。
2. また、当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約を優先するものとする。

【宿泊契約の申し込み】

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を申し出なければならない。
 - (1) 宿泊者名及び電話番号（又は携帯電話番号）
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理をする。

【宿泊契約の成立等】

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとする。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではない。
2. 前項の規定により、宿泊契約が成立したときは宿泊期間の宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに支払うこととする。
3. 申込金は、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第14条の規定を適用する事態が生じたときは違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第11条の規定による料金の支払いの際に宿泊客に返還する。
4. 第2項の規定により当ホテルが指定した日までに申込金の支払いがない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとする。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限る。

【申込金の支払いを要しない特約】

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがある。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱う。

【宿泊契約締結の拒否】

第5条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがある。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるものであるとき
 - (5) 宿泊しようとする者又は施設を利用しようとする者が、当ホテルの従業員又は他の利用客に対し喧騒な行為のほか、危険、不安等を感じさせるなど、他の利用者に迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (8) 施設の故障、天災、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (9) その他福岡県条例の条件に該当するとき

【宿泊客の契約解除権】

第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができる。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除く）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受ける。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限る。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の24時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、それを経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがある。

【当ホテルの契約解除権】

第7条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがある。なお、本条による契約の解除により生じた損害については、当ホテルは一切責任を負わない。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき
 - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (7) その他福岡県条例の条件に該当するとき
 - (8) 寝室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規約の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が提供を受けていない宿泊サービス等の料金は請求しない。

【宿泊の登録】

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントデスクにおいて、次の事項を登録しなければならない。
 - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人においては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示することとする。

【客室の使用時間】

第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は16時から翌朝11時までとする。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができる。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがある。この場合には次に掲げる追加料金を請求する。
 - (1) 延長料金 1時間につき室料1,000円
 - (2) 延長は最大13時までとし、13時以降も使用する場合は当日の宿泊料金全額を請求する
但し、ホテル側が事由により応じえない場合もある

【利用規約の遵守】

第10条

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規約に従わなければならない。

【料金の支払い】

第11条

1. 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めたクーポン券（宿泊券を含む）、クレジットカード等これに代わり得る方法により当ホテルが請求したとき、フロントデスクにおいて行うこととする。
2. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は請求する。

【当ホテルの責任】

第12条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償する。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではない。
2. ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入する。

【宿泊客の責任】

第13条

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償しなければならない。

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

第14条

1. 当ホテルは、宿泊客が契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、当ホテルの定めるできる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋する。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、宿泊料金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当する。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払わない。

【寄託物等の取扱い】

第15条

1. 宿泊客がフロントデスクに預けた物品又は現金並びに貴重品について、粉失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは金100,000円を限度としてその損害を賠償する。
2. 宿泊客が当ホテル内に持ち込んだ物品又は現金並びに貴重品であってフロントデスクに預けなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償する。但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、金100,000円を限度として当ホテルはその損害を賠償する。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第16条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、渡すものとする。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の貴重品等が当ホテルに置き忘れられていた場合において、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ち、指示を求めるものとする。所有者が判明しない場合又は所有者の指示が無い場合は、貴重品については発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、その他物品については3か月の保管後処分する。また、飲食物、たばこ、雑誌等は発見日翌日中に処分する。
3. 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては前条第2項の規定に準じるものとする。

【宿泊客の車両に関する定め】

第17条

1. 当ホテルには宿泊客に提供出来る駐車場並びに提携駐車場の用意はないため、宿泊客は各自の責任の下、車両を駐車できる場所を探さなければならない。
2. 当ホテルに宿泊中の宿泊客の車両が道路交通法に違反していた場合、当ホテルは一切の責任を負わない。
3. 宿泊客の車両により当ホテルが被害を被った場合、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償しなければならない。

【個人情報の保護】

第18条

1. 宿泊契約に伴い宿泊客から開示された個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき厳正に管理する。

【優先する言語】

第19条

1. 本約款は日本語と英語で作成されているが、双方の間に不一致又は相違があるときは、日本語版を優先するものとする。

別表第1 宿泊客が支払うべき総額の内訳（第2条第1項及び第11条第1項関係）

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	1. 基本宿泊料(室料)※消費税を含む
	追加料金	2. 追加飲食及びその他利用料金等
	その他税金	3. 宿泊税(福岡市)

〈備考〉

1. 基本宿泊料は当ホテルの料金表による
2. 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとする

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除日	個人	団体(15名以上)
不泊	100%	100%
当日	100%	100%
前日	50%	100%
～7日前	0%	80%
～14日前	0%	50%

〈備考〉

1. 契約解除日は宿泊日当日から起算した日付とする
2. 「%」は基本宿泊料に対する違約金の比率とする
3. 個人予約の違約金は宿泊予約確認書に明記しているものが優先される
4. 宿泊日数の変更の場合も上記規定に準ずる

montan HAKATA

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3-6-11

info@montan.jp | www.montan.jp